

令和5年度第3回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
令和5年度第3回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 令和6年3月26日（火）午前10時10分から午前10時50分まで

2 場所 京都市役所分庁舎地下一階 区長会室
（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488）

3 出席者

（1）委員（五十音順）

赤澤委員【委員長】、小原委員、柴田委員、永井委員、前岡委員

（2）事務局等

（京都府）文化生活総務課 尾崎参事、担当職員

（京都市）地域自治推進室 平井地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、
小林市民活動支援課長、奥村担当係長、担当職員

4 議題

（1）条例指定NPO法人の外部評価結果について

（2）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

5 公開・非公開の別 公開

6 議事の概要

（1）条例指定NPO法人の外部評価結果について

古材文化の会の外部評価結果について、資料「条例指定法人から提出された外部評価結果」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

（小原委員） 外部評価者の所見の欄に事務局スタッフの拡充が必要とあるが、現在の法人事務局の体制は。現状の事務局の人数で不足しているというわけではないのか。

（事務局） 常勤スタッフと非常勤スタッフがそれぞれ2名ずつの体制である。常勤2名のうち1名が御高齢であることから、若い世代のスタッフに仕事を引継ぎ、まずは年齢の構造を変えていきたいと考えておられるようである。

（柴田委員） 今回外部評価者を変更されているが、定期的に変更しないといけないものなのか。

（事務局） 外部評価者の変更については特に規定はなく、外部評価を受ける法人

次第である。条例指定法人の中には、長年同じ外部評価者から評価を受けられている法人もあるが、当該法人はこれまでから、異なる視点で評価いただくために、2～3年に一度のスパンで外部評価者を変更されている。

(前岡委員) 当該年度の寄附金額は、その前年度を少し下回っているようである。

(事務局) 当該年度の途中である昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以降、当該法人においても徐々に対面での事業実施が可能となったものの、引き続き小さな規模でコロナウイルスが流行していることもあり、当該年度については手探りの状況での事業実施となったとのことである。それに加え、ホームページや広報誌等の広報媒体についても、現状は改善の余地があるとのことで、今後改善を図り、寄附金の獲得に繋げていきたいとのことである。

(小原委員) 当該法人は、パンフレットやホームページ、法人のイベント等での呼掛けにより寄附の募集を行っているのか。

(事務局) それが主であるとのことである。

(永井委員) 前回の、審査委員会から当該法人へのコメントを受けて、当該法人が何か取り組んだり成果が出たりしたことはあるか。

(事務局) 昨年は、法人事務局の体制や、寄附集めの取組の強化等について審査委員会からコメントをいただいた。事務局体制の強化については、当該法人の中で職員の若返りを図る必要があると考えておられ、若い世代の職員の獲得に向けて一定具体的に動いておられるようである。寄附集めについては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、対面での活動が徐々に可能となったのが当該年度途中の5月であったため、そこからまた改めて寄附集めの取組を進められているとのことである。加えて、令和4年に法人事務所を山科区に移転されたことから、当該法人は新たに山科地域の団体等と連携した活動を通して関係づくりを進められているところであり、その活動を通じて、法人に対する理解促進や支援に繋げていけるよう取り組んでおられる。

(永井委員) 職員体制の強化については、さらに取組を進めていただきたい。寄附集めについては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う対面での活動再開にあわせ、あらゆる機会を捉えて、法人の理念に賛同する方に向け呼掛けを行っていただきたい。

(柴田委員) 引き続き、山科をはじめとした地域に貢献する事業のあり方について

検討し、取り組まれない。それが、法人に対する支援や寄附金の獲得に繋がると思われる。

(前岡委員) 法人が事務所としている奥田家分家でもイベントを行っているのか。

(事務局) 当該法人は、京都市の所有である奥田家分家の管理業務を受託し、生け花教室やワークショップの開催など、建物を活用しながら維持管理をしている。

(永井委員) 奥田家住宅で実施するイベントは、必ずしも古材文化と親和性の高いものでなくてもよいと考える。今奥田家住宅で実施されている生け花教室のように、古材文化との親和性の高いものもすばらしいが、10代、20代の若者の間での流行を取り入れたイベントや親子で参加できるイベントなど、一見古材文化と馴染まないようなことを実施するのも一つの方法である。イベントをきっかけに、新たな層が法人の活動に足を運び、空間のすばらしさを直接感じるができると思われる。

古材文化の会の全国集会にも参加をされているということである。他の団体の手法等を参考に吸収する活動はぜひ続けていただきたい。

(2) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明したのち、外部評価結果の様式の一部修正についても説明を行った。

(赤澤委員長) 今回、外部評価結果の様式に一部追記を行うとのことであるが、これまで寄附やボランティアの件数や時間数が記載されていない場合は、所轄庁が法人に追加で聞き取って確認していたのか。

(事務局) 追加の聞き取りまでは行っていなかった。これまでは、次の継続申請のための要件の確認というよりは、当該年度に法人がどのような活動をされていたかの確認という程度にとどまっていた。今後は、条例指定継続を見据えて、寄附やボランティアの状況を、外部評価結果の提出を通じて毎年把握していくために、外部評価結果様式に追記を行った。

(赤澤委員長) 寄附やボランティアの件数や時間数を計算することは大変だと思われる。

(永井委員) およその数字を記載する形でもよいのか。

(事務局) 基準として定める要件に合う正確な件数や時間数の記載が難しい場合は、およその数値を記載して御報告いただければよいと思っている。

(赤澤委員長) 各法人の寄附金の金額は、年ごとに変動が大きい。大口の寄附があった年とそうでない年で、寄附金額の差が大きくなっているのか。

(事務局) そのような場合もあるが、法人が、多くの資金が必要となる事業を実施したり建物の建替えを行うなど、特定の目的がある場合には、寄附が多くなる場合がある。